

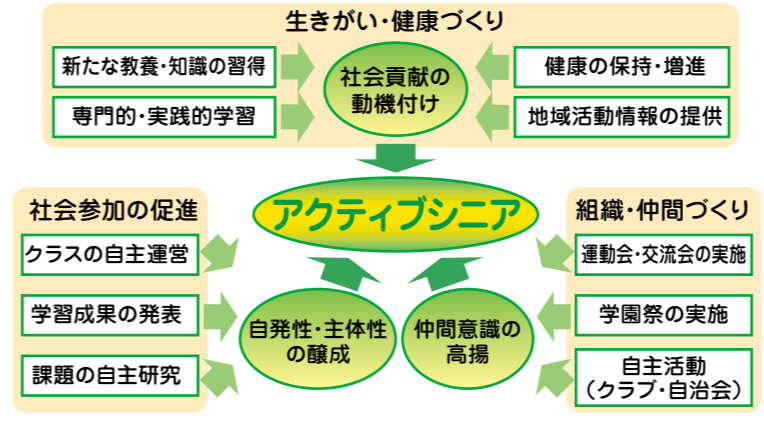
# 沖縄県かりゆし長寿大学校

## 「アクティブシニア」の養成をめざして！

かりゆし長寿大学校は、高齢者の生きがい・健康づくりと社会参加を促進するために開設され、今年二十周年を迎えました。今後ますます進展する高齢社会を見据え、複雑かつ多様な社会のニーズに応えられるようカリキュラム内容を充実させ、高齢社会を支える地域の担い手の育成機関として「アクティブシニアの養成」をめざしています。

### 大学のめざす方向性

沖縄県においては平成二十七年には県民の五人に一人が高齢者になると見込まれています。これからの社会において、高齢者の皆さんがこれまで社会で得た知識・経験・技能を生かし、健康で生きがいを持って



### 一般教養課程

高齢者に必要とされる教養および地域活動に必要な情報や企画運営の手法を習得します。

### 専門課程

① 地域文化  
地域の歴史や文化を学び、わらべうたや伝承遊びなどを通して伝統技法を身につけ、実践活動を通して次世代に継承する力を養います。



(内容)  
郷土の歴史・文化・伝統・伝承遊び・玩具作り、保育園現場体験、史跡めぐりなど  
② 健康福祉  
高齢者に有効な福祉サービスやレクリエーションなどを学び、地域において高齢者に必要な健康・保持増進活動を行う実践力を身につけます。



(内容)  
③ 生活環境  
環境や消費者問題について学び、実際にリサイクル活動や環境美化活動を行う中で、家庭の中から始める活動から地域活動へ発展させる技法を学びます。



## 確定申告をお忘れなく!!

### 条指定寄附金の税控除

平成二十三年度の個人県民税課税分から沖縄県税条例で指定した寄附金が税額控除されます。平成二十二年一月一日以降の寄附金が対象となり、控除の適用を受けるには『確定申告』を行う必要があります。



### 条指定寄附金の制度概要

所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国)に対する寄附金および政党などに対する政治活動に関する寄附金を除く)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県または市町村が条例で定めるものが対象となります。

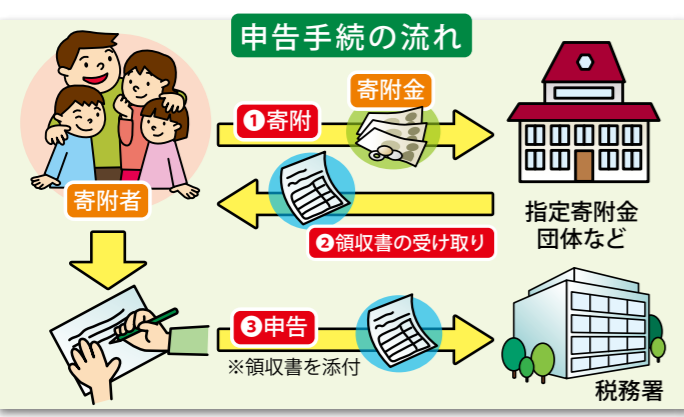
- #### 控除額
- ① 県税条例で指定された寄附金「寄附金-5,000円」の4%
  - ② 市町村税条例で指定された寄附金「寄附金-5,000円」の6%
  - ③ 県税条例および市町村税条例で指定された寄附金「寄附金-5,000円」の10%
- ※ただし、総所得金額等の30%が寄附金の税額控除対象の上限

#### 沖縄県税条例指定寄附金

① 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国)に対する寄附金および政党などに対する政治活動に関する寄附金を除く)のうち、県内に事務所または事業所を有する

- #### 所得税
- 法人または団体に対する寄附金(県内の事務所または事業所で収納されたものに限り)
- ① 国または地方公共団体に対する寄附金
  - ② 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たしたものと財務大臣が指定したもの
  - ③ 特定公益増進法人に対する寄附金(1、2を除く)
  - ④ 独立行政法人・地方独立行政法人
  - ⑤ 政令に掲名されている民法法人など
  - ⑥ 科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人
  - ⑦ 学校法人
- ※寄附金を支出した年の翌年の一月一日現在、沖縄県内に住所を有する方は県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

- #### 個人住民税
- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金
  - ② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認などを受けたもの
  - ③ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認などを受けたもの
  - ④ 沖縄県税条例指定寄附金(県内に限り)
  - ⑤ 所得税法第七十八条第二項第二号により財務大臣が指定した寄附金
  - ⑥ 独立行政法人・地方独立行政法人
  - ⑦ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校・振興・共済事業団
  - ⑧ 公益社団法人・公益財団法人(特例民法法人含む)
  - ⑨ 学校法人
  - ⑩ 社会福祉法人
  - ⑪ 更生保護法人
  - ⑫ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
  - ⑬ 認定NPO



#### 寄附者の申告手続き

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年一月一日から十二月三十一日までに行なった寄附について、翌年三月十五日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行う必要があります。

※所得税の電子申告(e-tax)を利用する場合は、領収書の添付は省略可能です。ただし、寄附を行った者が、三年間領収書を保存することが必要となります。

※個人住民税の寄附金控除のみの適用を受ける場合は、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市町村で簡易な申告を行うことも可能です。この場合、所得税の寄附金控除は受けられませんので、ご注意ください。

### 平成23年度学生募集のお知らせ

応募資格 県内に在住し、平成23年4月1日までに満60歳に達しており、全期間受講できる者

就学期間 1年間(平成23年4月～平成24年3月)。

受講料 原則週1回(火曜日または木曜日)、午前10時～午後3時(4時間) 15,000円(年額)。事務手続にかかる諸経費、課外活動などにかかる経費については自己負担。

応募方法 所定の入学願書をいきいき長寿センターに提出(郵送可)

受付期間 2月21日(月)～3月1日(火) 午前9時～午後5時(土・日・祝祭日除く)

問い合わせ 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 いきいき長寿センター  
那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 ☎098-887-1344

#### クラブ活動

学生の自主的な活動を支援し、卒業後の円滑な地域活動につなげます。

(内容)  
陶芸、絵画、葉草、写真、書道、園芸など